

第3回 川井浄水場再整備事業横浜市PFI事業審査委員会会議録	
日 時	平成20年5月9日(金) 午前9時30分～午後12時50分
開催場所	関内駅前第一ビル 202 特別会議室
出席した関係職員	事業局所管局(水道局) 林施設部長、原田経営企画部長、川名経営企画課長、遠藤計画課長、 清塚浄水場長、河西契約等担当課長 ほか 事務局(共創推進事業本部) 土井共創推進事業本部長、嶋田共創推進課担当課長 ほか
審査委員の出欠	5名出席 【欠席者なし】
開催形態	非公開
議 題	審議内容 1. 入札説明書について 2. 業務要求水準書について 3. 落札者決定基準他について 4. その他
議 事	<p>1 入札説明書について</p> <p>【審査委員長】入札保証金を必要とするのは、どのような理由なのか。</p> <p>【水道局】事業費が大きく、填補を確実にするために、入札保証金を必要としています。</p> <p>【審査委員】融資者との直接協定の締結は、具体的にどのような内容なのか。</p> <p>【水道局】融資者との直接協定は、20年間の事業の安定性を担保するためと考えております。融資者と市で直接協定を結ぶことで、融資者のSPCに対する担保権の行使に際し、市も一定の関与が出来るようにするものです。</p> <p>【審査委員】国からの補助金額決定のタイミングと、その支払いはどのようになっているのか。</p> <p>【水道局】補助金が実際に交付される時点に存在しているか確定ではないため、入札金額は補助金を考慮しないで算出してもらいます。</p> <p>【審査委員長】入札説明書は原案のとおりとしますが、いかがでしょうか。</p> <p>【全委員】了承です。</p> <p>2 業務要求水準書について</p> <p>【審査委員】要求水準書は基本的に問題ないと思われるが、受託水道業務技術管理者が1時間以内に移動可能というのは厳しいのではないか。水道局で同様の体制をとっているのだから、それを継承して欲しいということだろう</p>

か。

【水道局】水道局の水道技術管理者には職務代理を置いています。

【審査委員】代理の方を置くとのことだが、この書き方だと1人しかいないように読めるのではないか。受託水道業務技術管理者がいないといけないのだろうか。

【水道局】基本的には受託水道業務技術管理者が責任者なので、受託水道業務技術管理者が駆けつける必要が有ります。

【審査委員】事業終了時の引渡しは、どのようにするのか。

【水道局】財団法人水道技術センターの「水道施設機能診断の手引き」中の「3.2 個別機能診断」に基づき SPC が診断して、それを市がチェックします。

【審査委員長】運転の方法などについては、引渡し条件を始めにきちんと決めておいたほうが良いでしょう。

【水道局】運転マニュアルの引渡しを受けることになっています。

【審査委員長】業務要求水準書は原案のとおりとしますが、いかがでしょうか。

【全委員】了承です。

3 落札者決定基準について

【審査委員】審査項目の評価は A、B、C の3段階となっているが、従来であると、5段階評価を取るケースがある。

【審査委員長】業務要求水準書どおりが C となり、3段階で技術的な不明な点をヒアリングで対応してくことでいかがか。

【審査委員】3段階に1段階を加えて、4段階にしてはどうでしょう。

【審査委員長】4段階で評価することとしますが、いかがでしょうか。

【全委員】了承です。

【審査委員長】それでは、性能評価点と価格点の6：4について議論したいと思います。

【審査委員】価格が安く、性能評価が低い事業者が落札する可能性があるのではないか。

【審査委員】価格の削減も PFI 事業の目的の一つではないでしょうか。

【審査委員長】これは少し時間をかけて議論すべき事項なので、保留といたします。

4 その他

【事務局】審査体制を充実させるため、公認会計士の方を、次回の委員会から専門委員として増員することとします。

【審査委員長】落札者決定基準の性能評価と価格評価の割合と、基本協定書（案）と事業契約書（案）については、再度、日にちを改めて議論いたします。

以上

資 料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入札説明書 ・ 提出書類作成要領及び様式集 ・ 業務要求水準書 ・ 基本協定書（案） ・ 落札者決定基準 ・ 事業契約書（案）